

母子父子寡婦福祉資金貸付金の返済に係る違約金の金額の誤りについて

母子父子寡婦福祉資金貸付金の返済に係る違約金のお知らせについて、一部の方に誤った金額を記載して送付する事案が発生しましたので、次のとおりお知らせします。

本件につきまして、関係する市民の皆様にご迷惑をお掛けし、深くおわび申し上げます。

1 概要

令和3年4～9月に返済された母子父子寡婦福祉資金貸付金について、違約金が発生した262件(200名)の方に、11月15日付けでのお知らせを発送しました。その後、11月26日に貸付金の催告書発送準備においてシステムを確認した際、41件(34名)の方に本来の違約金よりも少ない金額をお知らせしていたことが判明したものです。

誤った金額の総額は603,382円、1件当たり149円～81,535円です。

2 原因

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、半年に1度、違約金のお知らせを作成しています。令和3年3月より新システムに移行しましたが、4～9月に返済された貸付金の違約金を計算する際、システム改修時に本来システム業者が行うべき違約金利率の登録が漏れていたことにより、一部の違約金が反映されていませんでした。

職員がそのことに気付かずに運用し、本来の違約金より少ない金額のお知らせを作成したものです。

3 対応

誤った金額をお知らせした方には、おわびとともに正しい金額のお知らせを送付します。また、システムは既に修正し、違約金の計算が正しく行われることを確認しています。今後は、システムに係る作業に当たっては検証業務を徹底するよう受託事業者に指導するとともに、職員も確認作業を確実にを行い、再発防止に努めてまいります。

問合せ先

子育て給付課

直通電話 042-769-8232

対応責任者 新井